

様式第2号(第3条関係)

令和5年12月27日

国東市長 松井督治 様

国東市会計管理者 黒木 宏一

現金等取扱管理内部統制報告書

国東市資金リスクマネジメント条例第11条第1項に基づき、現金等取扱管理について、
下記のとおり報告いたします。

記

1. 実施概要

調査年月日 : 令和5年11月22日～令和5年12月8日

調査対象課・施設 : 別紙のとおり

2. 不備としての指摘事項および是正状況

別紙のとおり

3. 現金等取扱管理統括責任者の講評

公金の現金等取扱管理について、おおむね適正に管理されている。

現金等取扱管理内部統制調査 指摘事項・是正状況一覧表

	所属課	指摘事項	是正状況
1	国見地域振興課	収納現金の管理状況 市民生活係には、つり銭がないため、令和5年度は、毎日の締めを行って いなかった。	指導済 今後は、「現金受渡簿」を作成し、入金のない日を含めて毎日、申請書と受入現金を確認すること。
2	自動車学校	現金の収納管理 つり銭資金保管簿をパソコン上で管理 →データは改ざんされる可能性がある ので紙ベースでの確認印が必要	つり銭資金保管簿で現金等を確認し、確認印を押すよう指導済。
3	安岐分室	収納現金の管理状況 つり銭がないため、つり銭分を残して入金している。	今後、つり銭を用意することを検討する。
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

現金等取扱管理内部統制調査 実地検査日程表

機 関	課 名	収納印番号		つり銭資金交付	調 査 日
		据置型	携帯型		
本 庁	税 務 課		50・60	20,000	11/22 午前
	広報室 (ケーブルテレビ)		82・83		〃
	市 民 健 康 課	37	56	30,000	〃
	・郵便小為替の換金用			50,000	〃
	人権啓発・部落差別 解消推進課	42	58		〃
	福祉課 (子育て支援係)		55・59		〃
	環 境 衛 生 課 犬の予防接種等		4月・10月	各 10,000	〃
教 委	教 育 総 務 課	41			11/22 午後
	社 会 教 育 課	27		20,000	〃
	くにさき図書館	10		3,000	〃
国 見	地 域 振 興 課	14・26		50,000	12/1 午後
	国 見 分 室	38		10,000	〃
	国 見 図 書 館	11		500	〃
保育所	竹田津保育所		75		〃
	熊毛保育所		74		〃
環境衛生課	クリーンセンター	29		50,000	〃
武 蔵	地域振興課	22・43		50,000	11/29 午前
	〃 (旧市民健康課)			30,000	
	保健福祉センター			30,000	〃
	武 蔵 分 室	12		10,000	〃
	武 蔵 図 書 館	30		300	〃
消防本部	予 防 課	18			〃
総務課	自 動 車 学 校	40		50,000	11/29 午後
安 岐	地 域 振 興 課	28・44		50,000	12/8 午後
	〃 (旧市民健康課)			30,000	〃
教 委	安 岐 分 室	15・33			〃
	安 岐 図 書 館	21		1,000	〃
	文 化 財 課 (三浦梅園資料館)	20		20,000	〃
	給食センター		86		12/8 午前
	文 化 財 課 (歴史体験学習館)	17		30,000	〃
保育所	武 溪 保 育 所		72		11/28 午後
	安 岐 保 育 所		71		〃
幼稚園	安 岐 幼 稚 園		84		〃
	安 岐 中 央 幼 稚 園		85		〃

534,800

現金等取扱管理内部統制調査 実地検査日程表

機 関	課 名	収納印番号	つり銭資金	調 査 日
		据置型(訪問徴収時:携帯)		
水道事業・ 下水道事業 等	上下水道課 水道事業	2	100,000	11/22 午後
	〃 下水道事業	2	—	〃
	〃 工業用水事業	2	—	〃
	国見支所 水道事業	1	—	12/6午後
	〃 下水道事業	1	—	〃
	武蔵支所 水道事業	3	—	11/29 午前
	〃 下水道事業	3	—	〃
	安岐支所 水道事業	4	—	12/8 午後
	〃 下水道事業	4	—	〃

様式第4号(第8条関係)
(公印省略)

国市病総 1227第1号
令和 5年 12月 27日

国東市長 松 井 督 治 様

国東市病院事業管理者 野 邊 靖 基

令和5年度 公金管理内部統制報告書

国東市資金リスクマネジメント条例第11条に基づき、公金について、下記のとおり報告いたします。

記

1. 実施概要

調査年月日	令和5年12月27日 ~令和5年12月27日		
公金取扱課数	3	公金件数	3

2. 不備事項および是正状況

別紙のとおり

現金等取扱管理公金管理内部統制調査 指摘事項・是正状況一覧表

	所管課	公金名称	不備事項	是正状況
1	医事課	外来・入院支払窓口	特になし	
2	総務経営課	職員預り金及び資金前渡が主	特になし	
3	訪問看護ステーション	対象者宅での集金	特になし	
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

「国東市監査基準」に準拠し、国東市資金リスクマネジメント条例第13条第2項の規定により、同条例第11条第1項に規定する報告書の審査を行ったので、次のとおり意見を付する。

令和6年3月25日

国東市代表監査委員 徳部 吉昭

国東市監査委員 大谷 和義

1 審査の対象

「令和5年度 現金等取扱管理内部統制報告書」

2 審査の期間

令和6年1月5日から令和6年3月22日まで

3 審査の方法と着眼点

審査に付された「令和5年度 現金等取扱管理内部統制報告書」（以下「内部統制報告書」という。）について、内部統制体制の整備と運用が適切に実行されているかを検証するために、関係資料の確認を行うとともに、必要に応じて関係部署から説明を聴取し審査を行った。

なお、審査に当たっては次の事項に主眼を置き審査した。

- (1) 内部統制体制の整備について、国東市資金リスクマネジメント条例（以下「条例」という。）及び国東市資金リスクマネジメント条例施行規則（以下「施行規則」という。）並びに関係規則等が、実際の業務に適用するために効果的に定められているか。
- (2) 内部統制体制の運用について、条例や施行規則等に記載された手続に沿って適切に実行され、不正又は誤りに関するリスクの防止や問題の早期発見へつながる効果を発揮しているか。
- (3) 内部統制体制の整備と運用を検証するための実地検査の結果について、適切に評価、報告されているか。

4 審査の結果

上記のとおり審査した結果、内部統制報告書は適切に作成されており、評価の手続及び結果に係る記載は相当である。

なお、指摘事項・是正状況一覧表の記載内容については、是正済み若しくは内部統制報告書提出日以降も改善に向けて継続して対応中であるとの報告を受けており、対応は適切であると認め、審査の意見を次に述べる。

5 現金等取扱管理の内部統制体制の整備

平成29年の地方自治法改正では、都道府県及び指定都市に対して、財務事務等に関する内部統制の体制整備が義務付けられた。市町村へは努力義務とされたが、国東市では資金管理事務を対象に条例及び施行規則を制定し、関係規則等とともに令和2年4月1日から運用を始めた。

令和4年12月には、条例と施行規則の一部を改正している。

(1) 内部統制の枠組み

条例等では、現金等取扱管理に関して、不正又は誤りに関するリスクの防止と早期発見のために内部統制の組織管理体制を規定しており、概要は表1のとおりである。

なお、現金等取扱管理とは、職員が公金を受け取り指定金融機関等に払い込むまでの現金取扱いの過程のことである。

表1 【現金等取扱管理の内部統制の組織管理体制】

<p>① 現金等取扱の管理に係る一次的統制の責任は、所管する所属長にある。</p> <p>◆現金等取扱管理の過程</p> <p>ア)現金収納管理（つり銭資金の交付、現金収納金過不足の処理）</p> <p>イ)収納現金管理（金融機関への速やかな納入、連番領収書等による収入管理）</p> <p>ウ)保管方法（現金等と帳票等の照合、現金等の安全保管、収納印と領収書の管理）</p> <p>エ)職員の賠償責任</p> <p>② 現金等取扱の管理に係る二次的統制の責任は、会計管理者及び病院事業管理者にある。</p> <p>所管部署の実地検査を行い、内部統制報告書を市長に提出する。</p> <p>③ 市長は、提出された内部統制報告書を、12月末日までに監査委員へ審査を委託する。</p> <p>④ 市長は、翌年度4月末日までに監査委員の審査意見書を付して内部統制報告書を議会に提出し、公表しなければならない。</p>

また、内部での不正を検知した内部通報者の保護について規定し、その実現のために、国東市公益通報取扱規則を制定している。

(2) 内部統制の運用方法

運用方法については、施行規則とともに資金管理マニュアルが作成され、具体的な手順や考え方が記載されている。

条例で二次的統制者を規定し、施行規則では内部統制の対象業務として職員が現金を取扱う過程が規定されており、会計規則や物品管理規則、地方公営企業会計規程等の関係する規則等に、つり銭管理や現金の出納管理等の手續、職員の賠償責任についての内容が追加されている。

6 現金等取扱管理の内部統制体制の運用

実地検査の件数と、指摘事項の記載の件数は表 2 のとおりであった。収納印又はつり銭を所管している部署を対象に、現金等取扱管理内部統制調査書の項目に沿って、実地検査を行っている。

指摘事項があった内容については巻末表 3 のとおりであるが、是正済み若しくは指導によって対応中であることを確認した。

表 2 【現金等取扱管理内部統制の実地検査件数と指摘件数】

責任者	実地検査		指摘事項の 記載件数	前年度の 指摘事項の 記載件数
	所管部署数	件数		
会計管理者	36	44	3	8
病院事業 管理者	3	3	0	2
計	39	47	3	10

7 実地検査の結果について

現金等取扱管理において、現金の紛失や使途不明金があるなどの重大な不備に該当する事象は認められなかった。また、今年度の調査結果から昨年度の指摘事項については是正されていることが確認できた。更に、今年度は昨年度、一昨年度に比べ、指摘事項の件数も減少しており、職員の中に内部統制に対する意識が浸透してきていると解する。

しかし、今年度の指摘事項のうち『つり銭資金保管簿をデータ改ざんの恐れのあるパソコン上で管理している』と一昨年度指摘を受け昨年度改善が図られていたにもかかわらず、同課において改めて同様の指摘事項が見受けられた。このことは、人事異動時の引継ぎが適切になされておらず、内部統制の体制が十分に図れていないことを現すものである。現金等取扱の管理体制、内部統制についての周知を徹底すべきであり、同じ過ち、同じ指摘を繰り返すことがあってはならない。

内部統制の目的は、『資金管理に係る不正又は誤りに関するリスクの防止及び発見を通じて市民の信頼を醸成すること』である。この目的のために、職員一人一人が、常にリスクにさらされている現実を認識し、内部統制の体制と運用の仕組みを正しく理解し適切に実行することが必要である。

また、不正行為は本質的には個人の問題であるが、環境要件（高額現金の取扱い、納入までの期間があるなど）や要因（在任期間の長さ、職務権限の集中等）が組み合わさることで、事故等の発生リスクも高まる。たとえ内部統制の組織管理体制が定着したように見えても、時の経過とともに緩みが生じ、過去の教訓や反省が風化すると、同種事態が繰り返される恐れを否定できない。それゆえ、公金を取扱うことのリスクを職員一人一人が再認識し、取扱要綱のようにチェックが働く仕組みや手順を定めることにより不祥事などの危機を予測して、発生の確率を低くすることが可能となり、内部統制の組織管理体制が適切に機能しているか等を引き続き検査検証していくことが重要である。

今後も現金等取扱管理の内部統制に係る職員研修や、確実な事務の継承等により情報共有を図り、制度の熟知と意識の醸成を深め、安全な資金管理に努められたい。

表3 【現金等取扱管理内部統制の実地検査での指摘事項】

〈担当：会計管理者〉

	所属課	公金名称	指摘事項	是正状況	調査日
1	国見地域振興課	・証明手数料	収納現金の管理状況 市民生活系には、つり銭がないため、令和5年度は、毎日の締めを行っていなかった。	指導済 今後は、「現金受渡簿」を作成し、入金のない日を含めて毎日、申請書と受入現金を確認すること。	R5 12/1
2	自動車学校	・入学金・授業料等 使用料 ・検定料等手数料	現金の収納管理 つり銭資金保管簿をパソコン上で管理 →データは改ざんされる可能性がある ので紙ベースでの確認印が必要	つり銭資金保管簿で現金等を確認し、確認印を押すよう指導済。	R5 11/29
3	安岐分室	・行政財産使用料 ・体育施設使用料 ・公民館使用料	収納現金の管理状況 つり銭がないため、つり銭分を残して入金している。	今後、つり銭を用意することを検討する。	R5 12/8

〈担当：病院事業管理者〉

	所属課	公金名称	指摘事項	是正状況
1	医事課	外来・入院 支払窓口	特になし	
2	総務経営課	職員預り金及び 資金前渡が主	特になし	
3	訪問看護 ステーション	対象者宅での 集金	特になし	

令和6年1月19日

国東市長 松井督治 様

国東市副市長 中野 茂

令和5年度 準公金管理内部統制報告書

国東市資金リスクマネジメント条例第11条に基づき、準公金について、下記のとおり報告いたします。

記

1. 実施概要

調査年月日	令和5年11月27日 ~ 令和5年12月1日		
準公金取扱課数	11	準公金件数	20

2. 不備事項および是正状況
別紙のとおり

準公金管理内部統制調査 指摘事項・是正状況一覧表

	所管課	準公金名称	不備事項	是正状況	備考
1	総務課総務係・安岐総合支所	国東町区長会 安岐町区長会	特になし		国東町) 受託返上に向けて継続協議 安岐町) 令和6年1月に受託返上予定
2	総務課防災係	国東市防災士連絡協議会	特になし		来年度一般会計予算に編入予定
3	福祉課総務係	社会福祉協議会 (社協会費)	特になし		国東地区の区一括納付分について、令和7年度より社会福祉協議会に受託返上する。 来年度は移行期間とする。
4	福祉課総務係	社会福祉協議会 (歳末助け合い募金・赤い羽根共同募金・香典返)	特になし		香典返しについては、従来通りの取り扱いとする。
5	農政課園芸畜産係	国東市みかん等訪果害虫防除対策会議(薬剤散布補助金)	特になし		
6	農政課園芸畜産係	国東市畜産クラスター協議会	特になし		補助対象が協議会であるため、歳入歳出外現金編入できない。(全国肉用牛振興基金協会に確認)
7	農政課農政係	国東市集落営農法人連絡協議会	特になし		
8	農政課農政係	国東市認定農業者の会	特になし		
9	農政課農政係	国東町農作業受委託部会	特になし		
10	農業再生協議会	国東市農業再生協議会	特になし		
11	林業水産課林業係・総合支所	国東市鳥獣被害対策協議会	特になし		
12	林業水産課水産係	特定水産物銘柄化推進協議会	特になし		準公金管理方法改善に向けて継続協議
13	活力創生課産業創出係	市雇用促進協議会	協議会の実態がないため、決算監査、協議会への決算報告ができていない。		準公金管理方法改善に向けて継続協議
14	活力創生課商工労政係	国東市土地開発公社	特になし		

	所管課	準公金名称	不備事項	是正状況	備考
15	消防本部予防課危険物保安係	国東地区危険物安全協会	特になし		来年度から歳入歳出外現金編入予定
16	消防本部予防課危険物保安係	国東地区危険物安全協会(70周年行事)	特になし		
17	竹田津保育所	用品代・月刊誌	特になし		
18	熊毛保育所	用品代・月刊誌・写真代	特になし		
19	武溪保育所	用品代・月刊誌・写真代	特になし		
20	安岐保育所	用品代・月刊誌・写真代・国東地域公立保育協議会会計	特になし		・国東地域公立保育協議会会計については、令和5年度末までが任期となっている。

様式第4号(第8条関係)

令和5年12月21日

国東市長 松井 督治 様

国東市教育委員会
教育長 小俣 秀之

令和5年度 準公金管理内部統制報告書

国東市資金リスクマネジメント条例第11条に基づき、準公金について、下記のとおり報告いたします。

記

1. 実施概要

調査年月日	令和5年11月20日～12月12日		
準公金取扱課数	7	準公金件数	19

2. 不備事項および是正状況

別紙のとおり

(別紙) 準公金管理内部統制調査 指摘事項・是正状況一覧表 (教育委員会)

	所管課	準公金名称	不備事項	是正状況	備考
1	社会教育課社会教育係	国東町文化協会	特になし		
2	社会教育課社会教育係	くにさき少年少女発明クラブ	特になし		歳入歳出外現金編入できない(上部団体に確認)
3	社会教育課社会教育係	国東市子ども会育成会連合協議会	特になし		R6年度より一般会計化の予定
4	社会教育課スポーツ振興係	国東市スポーツ協会	特になし		県体出場報償費を令和5年度から一般会計化実施。今後も順次一般会計化へ移行する予定
5	社会教育課スポーツ振興係	国東市スポーツ協会 国東支部	特になし		
6	社会教育課スポーツ振興係	九州瀬戸内高等学校女子駅伝競走大会 実行委員会	特になし		
7	社会教育課管理係	オーケストラによる新しい音楽体験実行委員会	特になし		R5年度のみのも事業 R5.12.12 準公金管理廃止届出
8	文化財課文化財係	国東半島宇佐地域・六郷満山誘客推進協議会	特になし		
9	文化財課文化財係	文化財愛護少年団連絡協議会	特になし		準公金管理方法改善に向けて継続協議
10	教育委員会国見分室	国見文化協会	特になし		準公金管理方法改善に向けて継続協議
11	教育委員会国見分室	国東市スポーツ協会国見支部	特になし		
12	教育委員会国見分室	ナイターソフトボール大会国見地区予選会 残金	特になし		R5.9.4通帳解約し、残金は市スポーツ協会会計へ準公金管理廃止予定
13	教育委員会武蔵分室	武蔵町文化協会	特になし		準公金管理方法改善に向けて継続協議
14	教育委員会武蔵分室	国東市スポーツ協会武蔵支部	特になし		
15	教育委員会安岐分室	国東市スポーツ協会安岐支部	特になし		実地検査当日まで事業無し 年明けから事業始まる
16	教育委員会安岐分室	安岐町体育指導委員会	特になし		令和3年度より収入を無くし、直接謝金を渡すように変更した。今後残高が0になり次第通帳廃棄する。必要負担金については、個人徴収とする

	所管課	準公金名称	不備事項	是正状況	備考
17	教育委員会安岐分室	安岐町ソフトボール協会	昨年度、決算書に監査の署名押印をもらうように指示が出されていたが、今年度も出来ていなかった。		決算書は出来ており、通帳にも監査の印があるので次年度からは、決算書に監査の署名押印をもらう様に指示受託返上に向けて継続協議
18	安岐幼稚園	P T A会費・教材費・おやつ・月刊誌・給食費・写真代	収入伝票が整理されていない。様式を確認し、収入についても決裁を行ってください。		
19	安岐中央幼稚園	P T A会費・教材費・おやつ・月刊誌・給食費・写真代	収入伝票が整理されていない。様式を確認し、収入についても決裁を行ってください。		

令和5年12月5日

国東市長 松 井 督 治 様

国東市病院事業管理者 野 邊 靖 基

令和5年度 準公金管理内部統制報告書

国東市資金リスクマネジメント条例第11条に基づき、準公金について、下記のとおり報告いたします。

記

1. 実施概要

調査年月日	令和5年11月29日		
準公金取扱課数	1	準公金件数	1

2. 不備事項および是正状況

別紙のとおり

準公金管理内部統制調査 指摘事項・是正状況一覧表

	所管課	準公金名称	不備事項	是正状況
1	国東市民病院	若葉の会	-	令和5年9月7日付けで、 病院事業会計へ組替え (公金化済)
2	国東市民病院	病院互助会	特になし	-
3	国東市民病院	患者預り金	現金預かりなし	現金預かりなし
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

2023(令和5)年度公金及び準公金管理方法改善実績報告書

1	現金出納保管における不正・誤りリスク管理の枠組み	
	(1)目的の明確化	1
	(2)目的達成に影響する重要なリスクを見出し、重点的に対応	1
	(3)すべての関係者による内部統制	
	～市長、二次的統制者(副市長、教育長、事業管理者)、職員、監査委員、議会、公衆	1
2	地方公共団体が管理する資金の体系	
	(1)公金とはなにか	2
	(2)準公金とはなにか	
	(3)課題	
3	公金の管理方法改善実績	
	(1)財務(業務管理)システム不正操作防止の戦略	3
	(2)実績	3
4	地方分権改革に係る提案制度(内閣府)による提案と実績	
	(1)地方分権改革に係る提案制度(内閣府)による2つの提案(2023/7/3市長決裁)	4
	(2)実績	5
5	学校徴収金管理方法改善戦略と実績	
	(1)学校関係準公金の管理方法改善戦略(2023/7/3市長決裁)	6
	(2)実績	6
	(3)今後の改善の展望	7
6	準公金管理方法改善実績	
	(1)準公金管理方法改善原則	9
	(2)2023年度 準公金管理方法改善実績	10
	(3)2019年度以降 準公金管理方法改善実績	12

1 資金管理における不正・誤りリスク管理の枠組み

(1)目的の明確化

①現金等出納・保管の不正・誤りに関するリスク防止及び発見⇒市民の信頼醸成

(2)目的達成に影響する重要なリスクを見出し、重点的に対応

①リスク評価対象

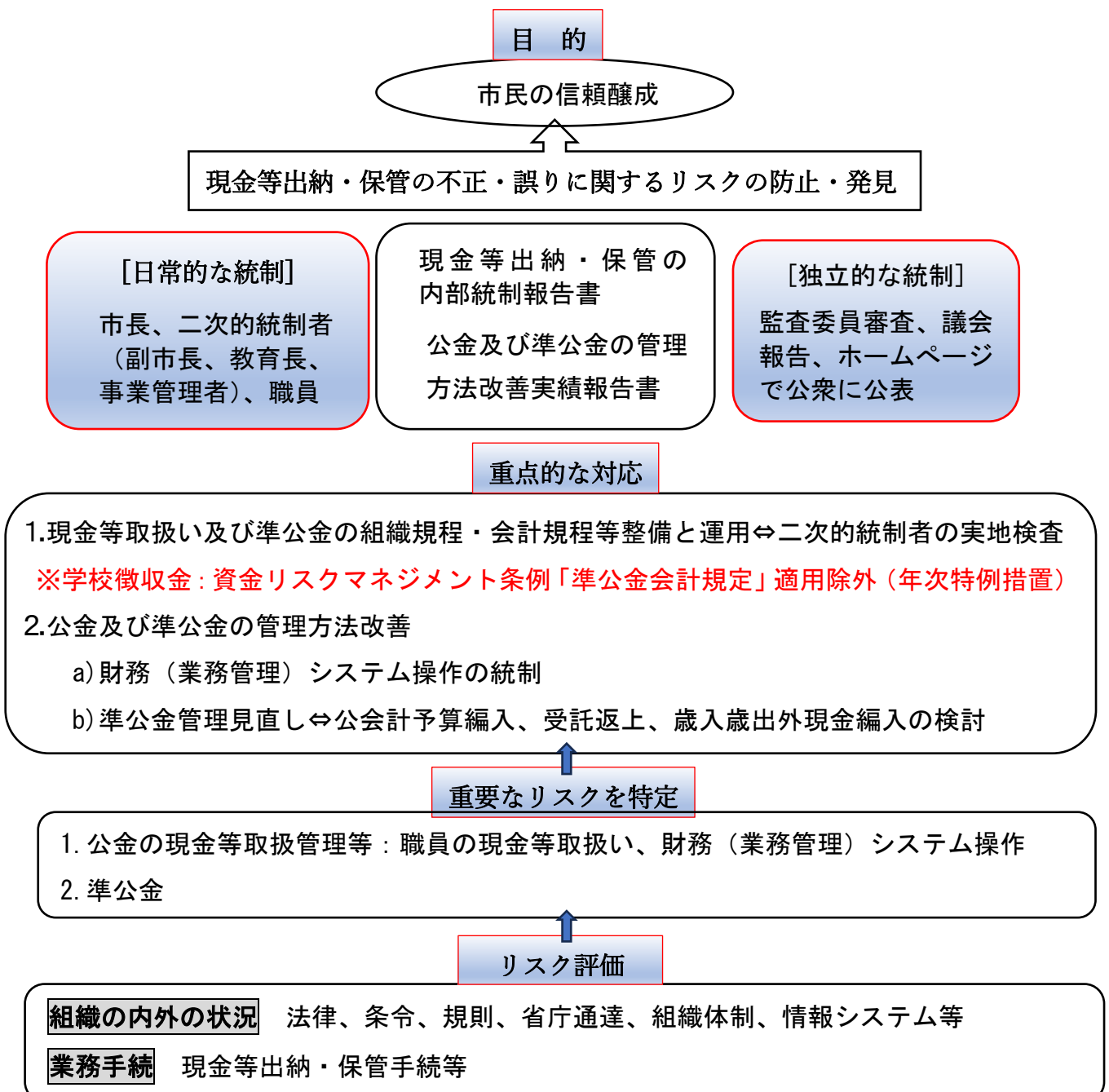
ア)組織を取り巻く内外の状況

法令、省庁通知、条例、規則、組織体制、組織文化等の重要なリスク⇒重点的な対応

イ)業務手続の重要なリスク⇒重点的な対応

(3)関係者すべてによる内部統制～首長、企業管理者、職員、監査委員、議会、公表(公衆)

図1 現金出納・保管の不正・誤りリスク管理の枠組み



2 地方公共団体が管理する2つの資金

(1) 公金とはなにか

① 地方自治法が定める管理資金

ア) 歳計現金

予算に編入された資金 → 公会計口座管理

(総計予算主義) 地方自治法第 210 条 一 会計年度における 一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならない。

(歳計現金) 地方自治法第 235 条の 4 (1) 普通地方公共団体の歳入歳出に属する現金 (以下「歳計現金」という。)

イ) 歳入歳出外現金

予算に編入しない預り金 → 公会計口座管理

[法定の歳入歳出外現金] 地方自治法第 235 条の 4 (2) 債権の担保として徴するもののほか、普通地方公共団体の所有に属しない現金又は有価証券は、法律又は政令の規定によるのでなければ、これを保管することができない。 (3)~略~前項の現金 (以下「歳入歳出外現金」という。)

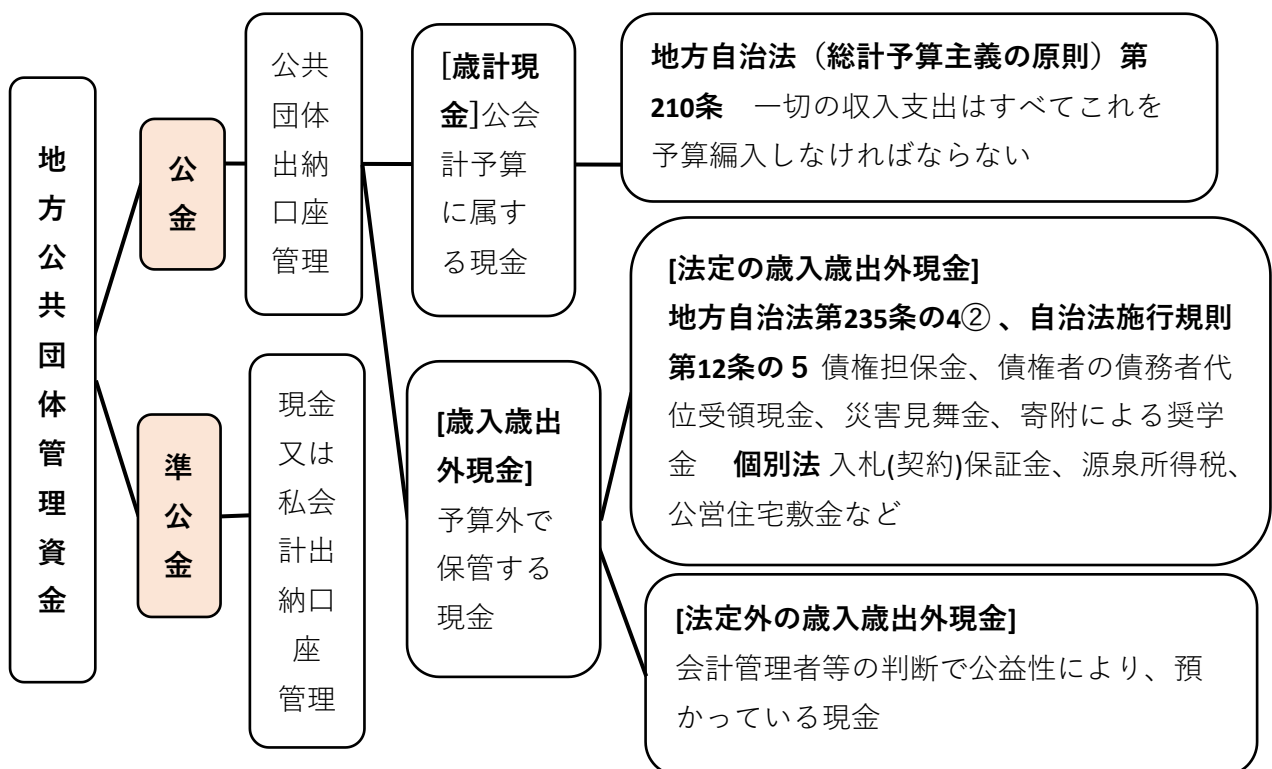
[法定外の歳入歳出外現金]

会計管理者個々の判断による多くの預り金の存在

(2) 準公金とはなにか

予算に編入せず、かつ公会計口座以外で管理する資金

図 2 地方公共団体管理資金の体系図



(3) 課題

① 地方公共団体が運営する事業の収入支出を予算編入せず、準公金管理する現実

② 法定の歳入歳出外現金が少ないため、担当課が準公金として預かり管理する現実

3 公金の管理方法改善実績

(1)財務(業務管理)システム不正操作防止の戦略 (2023/7/3 市長決裁)

①財務(業務管理)システム不正操作による不祥事の報道が多い

年度	公共団体	職員	事由
2022	愛知県 猶場町	建設課職員	自己居住の公営住宅家賃2年分127万6千円を納付したようにシステム不正操作(懲戒免職)
2022	福島県 会津若松市	障がい者支援課職員	2019-2021年児童扶養手当等176,999,760円着服。振込先データを自己口座に変更(告訴)
2022	国土交通省 関東運輸局	給与事務担当者	2021-2022年、自分の給与を1475万円余り水増し振込(懲戒免職)
2022	愛知県 尾張旭市	会計課職員	公金振込先を自己口座に変更。2022/4-12月：59百万円横領(懲戒免職、逮捕)

出所：報道及び公共団体ホームページ

②他の地方公共団体における有効な事例を調査

- ア)インターネット及び地方公共団体監査関係者等を通じて有効な実践事例を調査
- イ)他の地方公共団体に問い合わせ、国東市に適用できるか分析

③国東市の会計管理規程に財務システム不正操作リスクに対する対応手続きを追加

④これまでの国東市公金管理における不正・誤りリスクの認識と対応

ア)重要なリスク：現金取扱い管理

職員が現金を預かり、指定金融機関に納付するまでのプロセス

イ)重点的な対応

現金取扱い管理業務会計管理規程制定⇒会計管理者等による年1回実地調査

(2)実績

①福島市会津若松市の福祉給付に係る不正リスク対応を公表資料により調査・検討

会計課と政策企画課デジタル化推進係による協議

②国東市において、すでに行っていること

デジタル化推進係によるテスト環境における振込データ作成の統制

⇒担当課の振込データ改ざんによる不正振込の防止

③国東市における、来年度の取り組み

異常な金額、同一口座及び同一名義への振込などの振込データを、エクセル等を駆使して検出できるようにする

4 地方分権改革に係る提案制度（内閣府）による提案と実績

(1)地方分権改革に係る提案制度（内閣府）による2つの提案（2023/7/3 市長決裁）

①総務省令「地方自治法施行規則第12条の5」の範囲を包括的なものに拡大

ア)地方公共団体には公益性から予算外で保管せざるを得ない多くの預り金がある

イ)総務省令は地方公共団体に予算外預り金保管を求める社会的要請を反映していない

1.)個別の法律で定められた預り金

地方自治法：入札保証金、契約保証金、債権担保金 所得税法：源泉徴収所得税

公営住宅法：敷金 児童福祉法：一時保護児童所持物品 遺失物法：拾得物等

2.)総務省令「地方自治法施行規則第12条の5」で定められた預り金

債権者としての債務者代位受領金、災害見舞金、公立大学・公立高等専門学校の奨学寄附金

3.)地方公共団には公益性の観点から預かり、保管せざるを得ない多くの資金がある

交通災害共済、入場料保管金、様々な募金、日本赤十字社の会費、公益性がある団体の会計資金など

ウ)保管せざるを得ない預り金は準公金として担当課が預からざるを得ない

財務組織（会計管理者、監査委員等）統制外⇒不正・誤りリスクにさらされる

②地方公共団体による農業関係者との協議会予算管理を補助条件とする農林水産省国庫支出金の枠組み見直し

ア)地方公共団体の農業関係者との協議会予算管理とは準公金管理のこと

財務組織（会計管理者、監査委員等）統制外⇒不正・誤りリスクにさらされる

イ)農林水産省国庫支出金

鳥獣被害対策協議会予算（国費及び市費財源）

畜産クラスター協議会予算（国費を積み立てた特殊法人基金）

農業再生協議会予算（国費財源）

ウ)改善提案

- 1.)地方公共団体と農林業団体の協議会から幹事自治体へ予算を移行
- 2.)協議会は関係者の意見を反映した施策立案・要望のため存続

エ)改善効果： 1.)地方自治法第 210 条「総計予算主義」遵守

- 2.)財務会計制度による内部統制

(2)実績

①総務省令「地方自治法施行規則第 12 条の 5」の範囲を包括的なものに拡大

ア)総務省までの壁が多いため、提案を取り下げ

会計課⇒政策企画課⇒大分県⇒内閣府・・・総務省

イ)内閣府等の考え方

地方公共団体への歳入歳出外現金管理できる権限移譲提案は、地方公共団体に責任を負わせることになるため、認められない

⇒青い羽根募金など 1 つか 2 つの提案にすること

ウ)会計課の考え方

- 1.)総務省に地方公共団体預り金（法定外歳入歳出外現金、準公金）の現実を反映した規則の制定を提案
- 2.) 総務省令において、3 つに制限している預り金を次のように改正（案）
 - ・残す規定：債権者としての債務者代位受領金
 - ・廃止：災害見舞及び公立大学・高等専門学校の奨学寄附に係る現金/有価証券
 - ・新設：地方公共団が公益性の観点から保管すべきと認める現金/有価証券

地方分権改革の核心：地方公共団体は法令の自主解釈権を獲得

[自治事務と法定受託事務の創設は国の関与を技術的助言等に変えた]

地方自治法第 245 条の 4（自治事務：技術的助言） 各大臣又は都道府県知事は、普通地方公共団体に対し、事務の運営その他の事項について、適切な技術的な助言若しくは勧告をし、必要な資料の提出を求めることができる。

地方自治法第 245 条の 9（法定受託事務：処理基準） 各大臣はその所管する法令に係る法定受託事務の処理について都道府県及び市町村がよるべき基準を定めることができる。

地方自治法第 245 条の 2（関与の法定主義） 義普通地方公共団体はその事務の処理に関し、法律または政令によらなければ、国又は都道府県の関与を受け、又は要することとされることはない。

地方自治法第 245 条の 3（関与の基本原則） 国は、普通地方公共団体に対する国又は都道府県からの関与を受け、要することとする場合、必要最小限のものとするとともに、自主性及び自立性に配慮しなければならない。

②地方公共団体による農業関係者との協議会予算管理を補助条件とする農林水産省国庫支出金の枠組み見直し

担当課と協議したが、大きな課題であること等により、地方分権改革に係る提案に至らなかった。

5 学校徴収金管理方法改善戦略と実績

(1)学校関係準公金の管理方法改善戦略（2023/7/3 市長決裁）

①調整課（総務課、財政課、会計課）が教育委員会と管理方法改善協議

②学校徴収金管理方法改善を協議する場を教育委員会内に設置

ア)教職員働き方改革(長時間労働抑制)と保護者・児童生徒の納付負担軽減の視点

イ)学校管理資金の内部けん制

国東市立学校徴収金等取扱規程の内部けん制が機能する方法を検討

③小中学校管理資金の事実を踏まえ、管理方法改善協議

ア)一部小中学校の管理資金は2020-2021年に調査実施

イ)学校長、教頭、教諭、事務職員等の資金管理活動と認識を把握する必要

ウ)国東市立学校徴収金等取扱規程による内部統制の実情調査が必要

※教育長承認により、資金リスクマネジメント条例「準公金管理」規定適用除外

同条例施行規則（特例）第20条 所属長は、特別な事情により、本規則の手続により難しい準公金を管理しているときは、準公金管理二次的統制者の承認により、別に定める方法により行うことができる。

(2)実績

①教育委員会と管理方法協議

ア)教育長に学校徴収金取り組みの経過と課題を説明(2023/5/29)

2023年度教育委員会「準公金」業務改善のための提言書

イ)教育総務課と学校関係準公金の管理方法改善戦略について協議

②国東市立学校徴収金等取扱規程の内部けん制が機能する方法を検討

実績はない

③小中学校管理資金の事実を踏まえ、管理方法改善協議

ア)小中学校管理資金実態調査

実績はない

※2020-2021年度総務課・財務管理専門委員が3小学校、3中学校調査

イ)管理方法改善協議

実績はない

(3)今後の改善の展望

①市長と教育委員会・学校のミドルアップ・トップダウンによる中期戦略アプローチの
必要性

ア)国東市学校徴収金の働き方改革の現状

集金袋による納付：教職員と児童生徒の負担が最も大きい方法

※参考：他の地方公共団体の改革

学校長預金口座に対する口座振替、会計管理者口座に対する口座振替

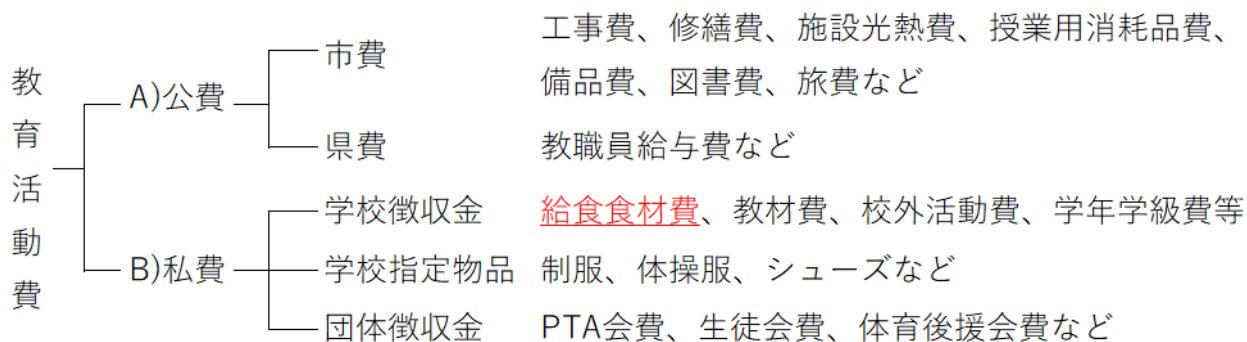
イ)全国の教育委員会に浸透している学校（保護者）徴収金の独創的な考え方

1.)「学校徴収金」とは、教育活動の経費のうち、児童生徒に直接還元する経費を学校が保護者から徴収・管理する私金⇒学校長が保護者から委託されて学校長預金口座で管理する私費

2.)地方自治法「総計予算主義」の考え方

地方公共団体の事業の受益者負担金として、歳入予算に計上する

図3 教育委員会における公費及び私費の体系図



出所：国東市教育委員会「学校徴収金マニュアル」2007年、2020年学校給食食材費公会計化

ウ)複雑な組織構造

市長、教育長、県費教職員（校長、教頭、教師）、県費事務職員、教育委員会(学校教育課長、教育総務課長、職員、指導主事)、校務員、学校給食センター

エ)文部科学省通知「教職員働き方改革のための、学校徴収金の公会計化推進

1.)2017年12月26日文部科学大臣決定「学校における働き方改革に関する緊急対策」

【学校徴収金の公会計化】学校給食費については公会計化することを基本とした上で、地方公共団体がその徴収・管理を行っている先行事例も踏まえ、文部科学省において公会計化導入に向けたガイドラインを作成し、各地方公共団体に公会計化をするよう促す。また、それ以外の学校徴収金についても、文部科学省と先進的な地方公共団体とが協力し、公会計化に向けた好事例を提示する。

2.)文科初第1437号2018年2月9日文部科学事務次官通知「学校における働き方改革にする緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について」

【学校徴収金の現金徴収回避、教師以外の業務へ】学校徴収金は、銀行振り込み・口座引き落としによる徴収を基本とし、その徴収管理を学校ではなく、教育委員会事務局や首長部局が担っていくこと。仮に、学校が担わざるを得ない場合であっても、地域や学校の実情に応じて事務職員等に業務移譲しながら、教師の業務としないように

3.)中央教育審議会答申（2019.1.25）「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営対策の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
①登下校に関する対応	⑤調査・統計等への回答等（事務職員等）	⑨給食時の対応（学級担任と栄養教諭等との連携）
②放課後から夜間における見回り、児童生徒が補導された時の対応	⑥児童生徒の休み時間における対応（輪番・地域ボランティア等）	⑩授業準備（補助的業務へのサポートスタッフの参画等）
③学校徴収金の徴収・管理	⑦構内清掃（輪番・地域ボランティア等）	⑪学習評価や成績処理（補助的業務へのサポートスタッフの参画等）
④地域ボランティアとの連絡調整	⑧部活動（部活指導員等）	⑫学校行事の準備・運営（事務職員との連携、一部外部委託等）
		⑬進路指導（事務職員や外部人材との連携・協力等）
		⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応（専門スタッフとの連携協力等）

②市長が教育委員会・学校の意見を踏まえ3年戦略等を策定し、計画的に進めなければ、学校徴収金の改善は困難

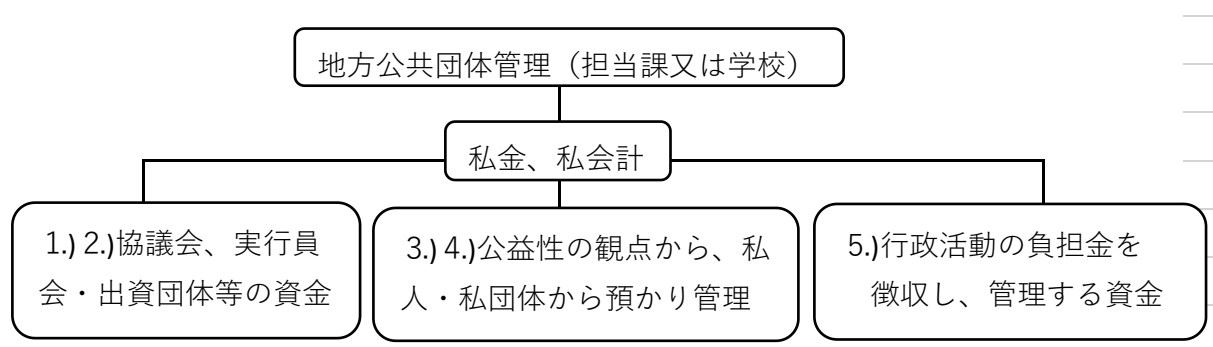
6 準公金管理方法改善実績

(1)準公金管理方法改善原則

①準公金の性質に応じた分類

- 1.)地方公共団体が公費を主要財源とする団体を設置し事務局として管理する資金
- 2.)地方公共団体が共同事業を行うための団体の事務局として管理する資金
- 3.)地方公共団体が公益性の観点から私人・私団体から預かり管理する資金
- 4.)地方公共団体が公益性の観点から私人・私団体から預かり債権者に支払うまで管理資金
- 5.)地方公共団体が行政活動に伴う負担金を徴収し債権者に支払うまで管理する資金

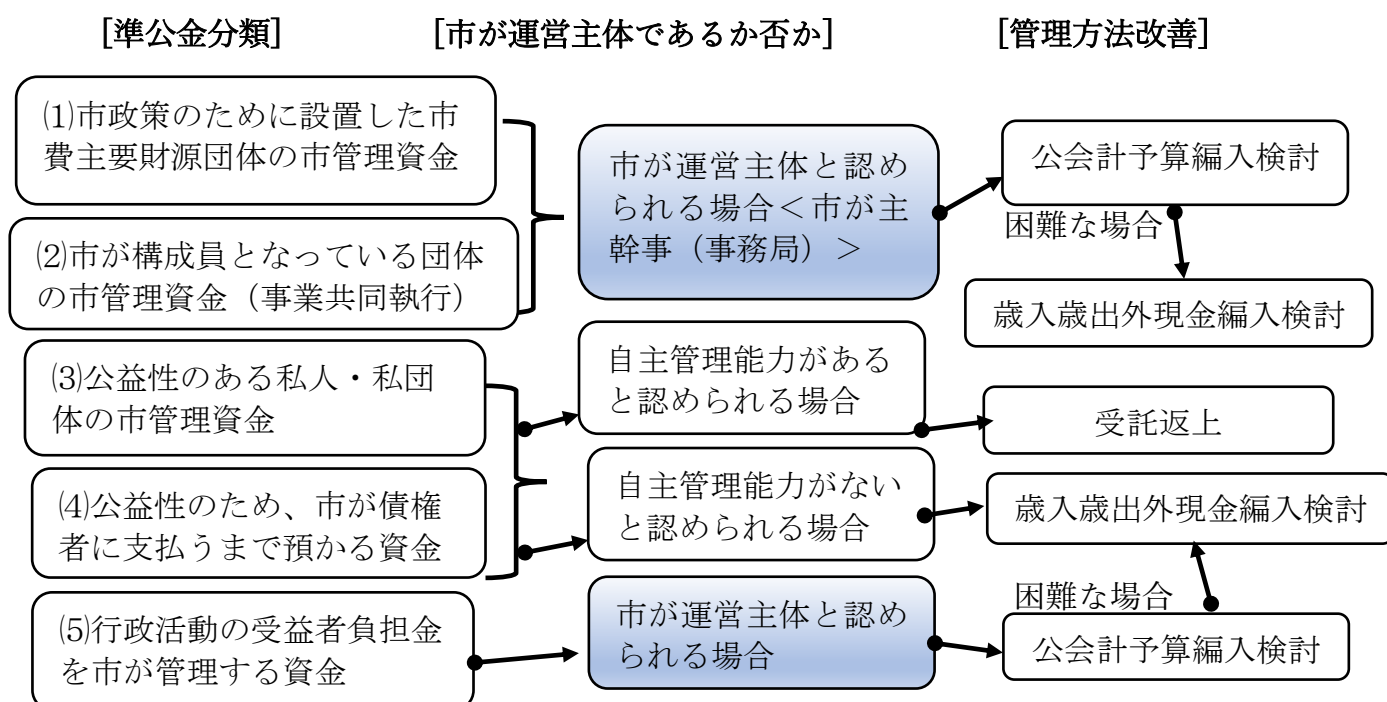
図4 準公金の体系図



②準公金管理方法改善方針

- ア)市が運営主体と認められる場合⇒総計予算主義⇒公会計予算編入検討
- イ)市が運営主体と認められ場合ない場合（預り金）⇒受託返上の検討
- ウ)アとイ)が困難な場合⇒歳入歳出外現金編入検討⇒困難な場合⇒準公金

図5 準公金分類に応じた管理方法改善方針



(2)2023 年度 準公金管理方法改善実績

分類1	市が政策のため設置した市費主要財源団体の市管理資金
分類2	市が構成員である団体の市管理資金
分類3	市が公益性のため、私人・私団体から預かり管理する資金
分類4	市が公益性のため、債権者に支払うまで預かる資金
分類5	市が行政活動受益者負担金を徴収し管理する資金

表1 2023 年度準公金管理方法見直し実績

NO	担当課	管理方法見直し対象の準公金	分類	検討結果	検討経過
1	総務課	国東町・安岐町区長会会計	3	継続協議と受託返上	安岐町区長会は受託返上、国東町区長会は引き続き協議
2	総務課	国東市防災士連絡協議会	1	一般会計予算編入	令和6年度当初予算要求
3	福祉課	社会福祉協議会国東地区寄付金等預り金	4	国東町行政区一括納付募金(赤い羽根、歳末助け合い)受託返上	令和5年度国東町区長会に諮り、令和7年度から区一括納付募金は、社協に直接納付とする。令和6年度は移行期間とする。
4	農政課	国東市集落営農法人連絡協議会	1, 2	当面、見直しを行わない	歳入歳出外現金編入を提案。事業内容を精査するために、時間を要するものと判断した。
5	農政課	国東市認定農業者の会	1, 2	当面、見直しを行わない	歳入歳出外現金編入を提案。事業内容を精査するために、時間を要するものと判断した。
6	林業水産課	特定水産物銘柄化推進協議会	1, 2	来年度も歳入歳出外現金編入または受託返上を継続協議	令和6年度総会に向けて資金管理方法見直しを検討
7	活力創生課	市雇用促進協議会貸室事業	1	継続して協議	鶴川商店街周辺観光拠点施設が完成したことを踏まえ、施設及び資金の管理方法について継続して検討
8	活力創生課	国東市土地開発公社	1	来年度も土地開発公社廃止を継続協議	現在、土地売却のプロポーザルを進めているため、その結果を踏まえて、土地開発公社廃止検討
9	消防予防課	国東地区危険物安全協会	2	歳入歳出外現金編入	歳入歳出外現金編入が総会で承認された
10	教育総務課	国東地区学校保健会	1, 2	来年度も一般会計予算編入等の検討	国東市が固定して事務局を務めてきたため、一般会計編入を提案した。事業内容を精査した上、継続して協議する
11	教育総務課	遠距離通学補助金 自転車通学補助金 通学ヘルメット補助金 バス通学補助金	1	学校長預金口座を 経路しない管理方法 を検討中	自転車通学補助金とバス通学補助金については、学校長管理口座を経路しない方法を検討中

NO	担当課	管理方法見直し対象の準公金	分類	検討結果	検討経過
12	社会教育課、 国見分室・武蔵分室	国見町文化協会、武蔵町文化協会	1	継続して協議	国見)ちよるちよる祭を今年度以降行わないこととなったため、協会の存続について検討中 (武蔵)受託返上を検討中
13	社会教育課	くにさき少年少女発明クラブ	1	上部団体の意向で歳入歳出外現金編入ができなかった	県発明協会に市出納口座に交付金振込が可能か確認し、可能であれば、歳入歳出外現金編入を行うことを協議した。
14	社会教育課 社会教育係・ 国見・武蔵分室	国東市子ども会育成会連合会	1	一般会計予算編入	令和6年度当初予算要求
15	社会教育課 社会体育係・ 国見・武蔵・安岐分室	国東市スポーツ協会	1	一般会計予算編入を協議	今後も引き続き、可能なものから一般会計に編入することを検討する。
16	社会教育課 国見分室	ナイターソフトボール大会国見地区予選会残金	1	通帳解約済	通帳解約済(スポーツ協会に残金を返却)
17	社会教育課 安岐分室	安岐町体育指導員委員会繰越金	1	受託返上済	受託返上済
18	社会教育課 安岐分室	安岐町ソフトボール協会	1	受託返上に向けて継続協議	管理資金の原資を調査し、適切な場所へ返上することを提案した。
19	社会教育課	九州瀬戸内高等学校女子駅伝競走大会 実行委員会	1	一般会計予算編入に向けて継続して協議	参加団体への旅費助成について、適切な助成方法の検討が必要
20	文化財課	国東半島 宇佐地域・六郷満山誘客推進協議会	2	国東市が事務局固定の場合は、一般会計予算編入を協議	協議会を自治法252条の2の2に規定する「協議会」と位置づけ、主幹事団体である国東市の一般会計に編入する方法を提案した。この点については、協議会を構成する他市の合意も必要となる他、参考事例があまりなく他市への説明が難しいなどの課題が考えられるが、今後検討していく必要がある。
21	文化財課	国東市 文化財愛護少年団連絡 協議会	1	一般会計予算編入に向けて再協議	団体との協議が整わず、来年度予算編入は見送り。継続して協議する。
22	市民病院	若葉の会	3	病院事業会計に編入済	病院事業会計に編入済

(3)2019 年度以降 準公金管理方法改善実績 57 件

- (1)公会計予算編入 25 件
 (2)歳入歳出外現金編入 19 件
 (3)受託返上 13 件

分類1	市が政策のため設置した市費主要財源団体の市管理資金
分類2	市が構成員である団体の市管理資金
分類3	市が公益性のため、私人・私団体から預かり管理する資金
分類4	市が公益性のため、債権者に支払うまで預かる資金
分類5	市が行政活動受益者負担金を徴収し管理する資金

表2 2009～2025 年度準公金管理方法見直し一覧表

NO	改善年度	改善内容	分類	準公金
1	2019	公会計予算編入	1	市みかん等訪果害虫防除対策会議（伐採分）
2	2019	公会計予算編入	1	国東市就農ガイドセンター
3	2019	公会計予算編入	2	道の駅関連施設連絡協議会
4	2019	公会計予算編入	2	くにさき地区結核対策検討委員会
5	2020	公会計予算編入	5	国東市学校給食共同調理場運営委員会
6	2020	公会計予算編入	1	くにさき婚活応援団
7	2020	公会計予算編入	1	国東市人権・同和教育啓発推進協議会
8	2020	公会計予算編入	1	国東市ボランティア協議会
9	2020	公会計予算編入	4	国東市区長会＊自治会活動保険料
10	2020	公会計予算編入	5	学校給食費保護者徴収金（幼小中学校）
11	2021	公会計予算編入	1	国東市協育ネットワーク協議会
12	2021	公会計予算編入	1	国東市青少年健全育成市民会議
13	2021	公会計予算編入	1	国東市青少年健全育成市民会議国見支部
14	2021	公会計予算編入	1	国東市青少年健全育成市民会議国東支部
15	2021	公会計予算編入	1	国東市青少年健全育成市民会議武蔵支部
16	2021	公会計予算編入	1	国東市青少年健全育成市民会議安岐支部
17	2021	公会計予算編入	1	国東市スポーツ協会管理資金の内、水泳・陸上教室費等
18	2021	公会計予算編入	1	弥生のムラインストラクター協議会
19	2021	公会計予算編入	2	国東市交通安全推進協議会
20	2022	公会計予算編入	1	東国東地域保健委員会
21	2022	公会計予算編入	1	国東市スポーツ協会管理資金の内、県体出場助成金等
22	2022	公会計予算編入	1	くにさき地区人権同和教育協議会
23	2023	公会計予算編入	3	国東市民病院 若葉の会
24	2024	公会計予算編入	1	国東市子ども会育成連合協議会
25	2024	公会計予算編入	1	国東市防災士連絡協議会

NO	改善年度	改善内容	分類	準公金
26	2019	歳入歳出外現金編入	4	緑の羽根募金
27	2019	歳入歳出外現金編入	4	日本赤十字社 日赤通帳（国東市地区分）
28	2019	歳入歳出外現金編入	4	日本赤十字社（日赤会費）
29	2019	歳入歳出外現金編入	4	日本赤十字社（義援金・救援金）
30	2020	歳入歳出外現金編入	4	青い羽根募金
31	2020	歳入歳出外現金編入	4	複十字シール募金
32	2020	歳入歳出外現金編入	4	薬物乱用根絶「ダメ。絶対」運動国連支援募金
33	2020	歳入歳出外現金編入	4	公益財団法人 交通遺児育英会募金
34	2020	歳入歳出外現金編入	4	全国市議会議員災害義援金
35	2020	歳入歳出外現金編入	4	全国市議会会互助会費
36	2020	歳入歳出外現金編入	4	社会福祉協議会（赤い羽根資材募金）
37	2022	歳入歳出外現金編入	1.3	消防職員互助会
38	2022	歳入歳出外現金編入	3	消防団互助会
39	2022	歳入歳出外現金編入	4	議員互助会他資金
40	2022	歳入歳出外現金編入	4	市長・管理職の社会福祉協議会費
41	2022	歳入歳出外現金編入	4	農業新聞預り金
42	2023	歳入歳出外現金編入	3	議員ソフトボール会計
43	2024	歳入歳出外現金編入	2	国東地区危険物安全協会
44	2024	歳入歳出外現金編入	2	国東地区危険物安全協会(70周年行事)
45	2019	受託返上	3	国東市農漁村女性集団連絡協議会
46	2019	受託返上	3	国東町農漁村女性集団連絡協議会
47	2019	受託返上	4	議会会派積立金、議員積立金
48	2019	受託返上	4	消火器代金：住民預かり
49	2020	受託返上	3	武蔵町区長会会計
50	2020	受託返上	3	女性消防団 預り金
51	2020	受託返上	4	愛育班交流事業：県からの預り金
52	2020	受託返上	4	安岐町体育指導委員会 報償費預り廃止直接払
53	2023	受託返上	1	ナイターソフトボール大会国見地区予選残金（廃止）
54	2023	受託返上	4	国民政治協会費
55	2023	受託返上	3	安岐町区長会
56	2024	受託返上	1	自転車通学・バス通学補助金を学校長預金で管理しない（予定）
57	2025	受託返上	4	社会福祉協議会・国東町行政区一括納付募金（赤い羽根、歳末助け合い）（予定）

「国東市監査基準」に準拠し、国東市資金リスクマネジメント条例第13条第2項の規定により、同条例第11条第2項に規定する報告書の審査を行ったので、次のとおり意見を付する。

令和6年3月25日

国東市代表監査委員 徳部 吉昭
国東市監査委員 大谷 和義

1 審査の対象

「令和5年度 準公金管理内部統制報告書」

「2023（令和5）年度 公金及び準公金管理方法改善実績報告書」

2 審査の期間

令和6年1月19日から令和6年3月22日まで

3 審査の方法と着眼点

審査に付された「令和5年度 準公金管理内部統制報告書」（以下「内部統制報告書」という。）及び「2023（令和5）年度 公金及び準公金管理方法改善実績報告書」（以下「準公金改善報告書」という。）について、内部統制体制の整備と運用及び準公金管理方法の改善に向けての検討が適切に実行されているかを検証するために、関係資料の確認を行うとともに、必要に応じて関係部署から説明を聴取し審査を行った。

なお、審査に当たっては次の事項に主眼を置き審査した。

- (1) 内部統制体制の整備について、国東市資金リスクマネジメント条例（以下「条例」という。）及び国東市資金リスクマネジメント条例施行規則（以下「施行規則」という。）並びに関係規則等が、実際の業務に適用するために効果的に定められているか。
- (2) 内部統制体制の運用について、条例や施行規則等に記載された手順に沿って適切に実行され、不正又は誤りに関するリスクの防止や問題の早期発見へつなげる効果を発揮しているか。
- (3) 内部統制体制の整備と運用を検証するための実地検査の結果について、適切に評価され報告されているか。
- (4) 準公金の管理方法について、改善に向けて5つの分類に応じた内容で検討し報告されているか。

4 審査の結果

上記のとおり審査した結果、内部統制報告書及び準公金改善報告書は適切に作成されており、評価の手續及び結果に係る記載は相当である。

なお、指摘事項・是正状況一覧表の記載内容については、是正済み若しくは内部統制報告書提出日以降も改善に向けて継続して協議中であるとの報告を受けており、対応は適切であると認め、審査の意見を次に述べる。

5 準公金管理の内部統制体制の整備

平成 29 年の地方自治法改正では、都道府県及び指定都市に対して、財務事務等に関する内部統制の体制整備が義務付けられた。市町村へは努力義務とされたが、国東市では資金管理事務を対象に条例及び施行規則を制定し、関係規則等とともに令和 2 年 4 月 1 日から運用を始めた。

令和 4 年 12 月には、準公金管理方法の改善に向けて、予算原則等による見直しの枠組みを規定するために、条例と施行規則の一部を改正している。

(1) 内部統制の枠組み

条例や施行規則等では、準公金の管理に関して、不正又は誤りに関するリスクの防止と早期発見のために内部統制の組織管理体制を規定しており、概要は表 1 のとおりである。

なお、準公金とは、公会計予算又は歳入歳出外現金に編入せずに、市がやむを得ず、公会計口座以外で管理する資金のことである。

表 1 【準公金管理の内部統制の組織管理体制】

① 準公金管理に係る会計規程の整備と運用を実施する。	
◆施行規則に、ア)出納管理の原則 ウ)法的措置	イ)保管方法の原則 エ)特例措置 について規定している。
② 準公金を管理する時は、管理対象とするべきか否か等、準公金管理方法改善の検討をしなければならない。	
検討の責任は、総務課長、財政課長、会計管理者及び所管する所属長にある。	
◆準公金管理方法の改善に向けての検討過程	
ア)市の事業と認められる場合	→ 公会計予算編入又は歳入歳出外現金編入を検討
イ)市の事業と認められない場合	→ 受託返上又は歳入歳出外現金編入を検討
ウ)管理方法の見直しができない場合	→ 準公金として管理

- エ) 準公金改善報告書を作成 → 市長に提出
- ③ 準公金の管理に係る一次的統制の責任は、所管する所属長にある。
- ◆ 準公金管理の過程
- ア) 出納管理（連番領収書等による収入現金管理、収入及び支出の管理、契約及び検査、決算報告）
- イ) 保管（預貯金口座による保管、現金等と帳票等の照合、現金等の安全な保管、管理届、証拠書類の保存）
- ウ) 保管現金等の亡失又は損傷の対応
- エ) 特例措置の適用 — 条例・規則に定められた方法以外の準公金管理
- ④ 準公金の管理に係る二次的統制の責任は、副市長、教育長及び病院事業管理者にある。
- ◆ 所管部署の实地検査を行い、内部統制報告書を市長に提出しなければならない。
- ⑤ 市長は、提出された内部統制報告書及び準公金改善報告書を1月20日までに監査委員の審査に付さなければならない。
- ⑥ 市長は、翌年4月末日までに監査委員の審査意見書を付して内部統制報告書及び準公金改善報告書を議会に提出し、公表しなければならない。

また、内部での不正を検知した内部通報者の保護について規定し、その実現のために、「国東市公益通報取扱規則」を制定している。

（2）内部統制の運用方法

運用方法については、施行規則及び関係規則等とともに資金管理マニュアルが作成され、具体的な手順や考え方が記載されている。

準公金は、予算決算に計上されず財務組織統制から外れるため、不正や誤りのリスクが高い。そのため、施行規則に準公金として管理対象とすべきか否かの検討から、特例として条例の適用除外までの手続の内容が包括的に規定されている。

6 準公金管理の内部統制体制の運用

準公金は、施行規則第5条第1項に規定する各号の分類に応じて、市の事業と認められるときは公会計予算編入を検討し、市が管理する必要がないと認められるときは受託返上を検討し、さらに歳入歳出外現金編入の検討を行った上で、やむを得ないと認められる場合に限って、準公金として管理できると規定されている。

【施行規則第5条（抜粋）】

- (1) 市等が政策的事業を行うために市費を主要な財源とする団体を設置し、事務局として資金管理するとき。
- (2) 市等が構成員となっている団体を事務局として資金管理するとき。
- (3) 市等が私人又は団体に属する現金等を公益性の観点から管理するとき。
- (4) 市等が公益性が認められるため、私人又は団体から預かった現金を債権者に支払うまで一時的に保管するとき。
- (5) 市等が私人又は団体から行政活動に伴う負担金を徴収し、債権者に支払うまで管理するとき。

今年度の検討結果は、表2のとおり、予算編入が3件、歳入歳出外現金への編入が2件、受託返上が3件となっている。（詳細は、巻末表5参照）

国東町・安岐町区長会会計については、本来、市が預かるべきものではないので、各町の区長会において自主管理を提案している。今回、安岐町区長会については、理事会と協議し通帳を返上することとなっている。国東町区長会については、理事会に提案したが継続協議となったものである。

社会福祉協議会国東地区寄附金等預り金（社協会費並びに歳末助け合い募金、赤い羽根共同募金及び香典返し）については、令和5年度国東町区長会に諮り、令和7年度から区一括納付募金等は社会福祉協議会に直接納付することとなった。令和6年度は移行期間としている。なお、香典返しについては、本庁（旧国東町）において社会福祉協議会事務所との間に距離があるため、便宜上現金を一時保管し、その日のうちに社会福祉協議会職員が集金することとしている。結果として継続協議となっているが、預り金等の紛失や盗難等のリスクが懸念されることから、取扱い等の改善に繋がる協議を期待するものである。

表2 【準公金の見直し検討結果】

責任者	検討対象		検討結果			
	所管部署数	件数	予算編入	歳入歳出外	受託返上又は廃止	継続協議等
副市長	11	20	1	2	1	16
教育長	8	21	1	0	2	18
病院事業管理者	1	2	1	0	0	1
計	20	43	3	2	3	35

以上の検討を経た準公金管理の实地検査は、所管している部署を対象に、準公金管理内部統制調査書の項目に沿って行われた。

検査件数と指摘事項の記載の件数は表3のとおりであった。

前年度までの検査で、取扱いの不備についてのほとんどが改善され、件数も少なく、今年度の指摘件数も前年度と同様に少なく、検査の効果が現れている。

表3 【準公金管理内部統制の实地検査件数と指摘件数】

責任者	实地検査		指摘事項の 記載件数	前年度の 指摘事項の 記載件数
	所管部署数	検査件数		
副市長	11	20	1	3
教育長	8	19	3	1
病院事業 管理者	1	2	0	2
計	20	43	4	6

指摘事項の主な内容と件数については表4のとおりである。指摘内容については、是正済み若しくは指導によって対応中であることを確認した。（詳細は、巻末表6参照）

表4 【準公金管理内部統制の实地検査での指摘事項の内容】

責任者	指摘事項の内容		
	収入・支出 伝票の 未起票	実態なし 決算監査なし	出納簿 の不備等 その他
副市長	0	1	0
教育長	2	0	1
病院事業 管理者	0	0	0
計	2	1	1

7 準公金管理方法の改善実績について

「準公金改善報告書」については、令和4年12月の条例改正により、審査対象となった。

先にも述べたように、準公金は、管理しようとする時、まず管理対象が市の事業と認められるか否か、さらに公会計予算編入か受託返上か、又は歳入歳出外現金編入かの検討をし、結果として市が管理することがやむを得ないと認められる場合に限って管理できるとの位置づけである。

この検討を総務課長、財政課長、会計管理者及び準公金管理担当課長が実施し、表5の見直し結果のとおり、8件の改善が報告された。

8 実地検査の結果について

準公金の取扱管理において、現金の紛失や使途不明金があるなどの重大な不備に該当する事象は認められなかった。また、今年度の調査結果から昨年度の指摘事項については是正されていることが確認できた。更に、今年度は昨年度に比べ、指摘事項の件数も減少しており、職員の中に内部統制に対する意識が浸透してきていると解する。

しかし、活動実態がなく残金の管理のみの団体や、金額が高額なもの、通帳が複数あるなどの実態は前年度と変わらず、管理する職員の事務負担だけでなく精神的負担も危惧される場所である。

準公金管理方法の改善実績では、3件の予算編入と、2件の歳入歳出外現金への編入、3件の受託返上が実現している。今後も、リスク防止及び職員の負担軽減につながる改善に向けた検討に取り組まれない。

内部統制の目的は、『資金管理に係る不正又は誤りに関するリスクの防止及び発見を通じて市民の信頼を醸成すること、そして安全な財政運営の継続』である。この目的達成のために、職員一人一人が、常にリスクにさらされている現実を認識し、内部統制の体制と運用の仕組みを正しく理解し適切に実行することが重要である。

また、不正行為は本質的には個人の問題であるが、環境要件（高額現金の取扱い、納入までの期間があるなど）や要因（在任期間の長さ、職務権限の集中等）が組み合わさることで、事故等の発生リスクも高まる。たとえ内部統制の組織管理体制が定着したように見えても、時の経過とともに緩みが生じ、過去の教訓や反省が風化すると、同種事態が繰り返される恐れを否定できない。それゆえ、準公金を取扱うことのリスクを職員一人一人が再認識し、取扱要綱のようにチェックが働く仕組みや手順を定めることにより不祥事などの危機を予測して、発生の確率を低くすることが可能となり、内部統制の組織管理体制が適切に機能しているか等を引き続き検査検証していくことが重要である。

今後も準公金等取扱管理の内部統制に係る職員研修や、確実な事務の継承等により情報共有を図り、制度の熟知と意識の醸成を深め、安全な資金管理に努められたい。

表5 【準公金の見直し検討対象と結果一覧】

準公金性質の5分類 分類1：市等が政策的事業を行うために市費を主要な財源とする団体を設置し、事務局として資金管理するもの 分類2：市等が構成員となっている団体を事務局として資金管理するもの 分類3：市等が私人又は団体に属する現金等を公益性の観点から管理するもの 分類4：市等が公益性が認められるため、私人又は団体から預かった現金を債権者に支払うまで一時的に保管するもの 分類5：市等が私人又は団体から行政活動に伴う負担金を徴収し、債権者に支払うまで管理するもの						
	所属課	分類	準公金名称	検討結果		
				R6年度対応	受託返上 廃止 その他	
1	総務課 総務係 安岐総合支所	3	国東町区長会 安岐町区長会		安岐町) 令和6年1月 に受託返上	国東町) 受託返上に向けて継続協 議
2	総務課 防災係	1	国東市防災士連絡協議会	一般会計化		
3	福祉課 総務係	4	社会福祉協議会(社協会費)			令和5年度国東町区長会に諮り、 令和7年度から区一括納付募金は 社会福祉協議会に直接納付とす る。 令和6年度は移行期間とする。
4		4	社会福祉協議会(歳末助け合い募金・赤い羽根 共同募金・香典返)			
5	農政課 園芸畜産係	1・2	国東市みかん等訪果害虫防除対策会議(薬剤散 布補助金)			現状を継続
6		2	国東市畜産クラスター協議会			現状を継続
7	農政課 農政係	1・2	国東市集落営農法人連絡協議会			現状を継続
8		1・2	国東市認定農業者の会			現状を継続
9		3	国東町農作業受委託部会			現状を継続
10	農業再生協議会	1・2	国東市農業再生協議会			現状を継続
11	林業水産課 林業係、総合支所	1・2	国東市鳥獣被害対策協議会			現状を継続
12	林業水産課 水産係	1・2	特定水産物銘柄化推進協議会			準公金管理方法改善に向けて継続 協議
13	活力創生課 産業創出係	1	市雇用促進協議会			準公金管理方法改善に向けて継続 協議
14	活力創生課 商工労政係	1	国東市土地開発公社			運営について継続協議
15	消防本部予防課 危険物保安係	2	国東地区危険物安全協会	歳入歳出外現 金編入予定		
16		2	国東地区危険物安全協会(70周年行事)	歳入歳出外現 金編入予定		
17	竹田津保育所	4	用品代・月刊誌			現状を継続
18	熊毛保育所	4	用品代・月刊誌・写真代			現状を継続
19	武溪保育所	4	用品代・月刊誌・写真代			現状を継続
20	安岐保育所	2・4	用品代・月刊誌・写真代・国東地域公立保育協 議会会計			現状を継続 国東地域公立保育協議会会計につ いては、令和5年度末までが任期 となっている。
21	社会教育課 社会教育係	1	国東町文化協会			現状を継続
22		1	くにさき少年少女発明クラブ			現状を継続
23		1	国東市子ども会育成会連合協議会	一般会計化		
24	社会教育課 スポーツ振興係	1	国東市スポーツ協会			県体出場報償費を令和5年度から 一般会計化実施。今後も順次一般 会計化へ移行する予定
25		1	国東市スポーツ協会 国東支部			一般会計化が可能な経費を継続協 議
26		1	九州瀬戸内高等学校女子駅伝競走大会 実行委 員会			一般会計化を検討
27	社会教育課 管理係	1	オーケストラによる新しい音楽体験 実行委員 会			R5年度のみ事業 R5.12.12 準公金管理廃止届出
28	文化財課	2	国東半島宇佐地域・六郷満山誘客推進協議会			一般会計予算編入に向けて継続協 議
29	文化財係	1	文化財愛護少年団連絡協議会			一般会計予算編入に向けて継続協 議
30	教育総務課	1・2	国東地区学校保健会			一般会計予算編入に向けて継続協 議
31		1	各種学校徴収金 遠距離通学補助金等 (自転車通学補助金、通学ヘルメット補助金、 バス通学補助金)			準公金管理方法改善に向けて継続 協議
32	教育委員会 国見分室	1	国見文化協会			準公金管理方法改善に向けて継続 協議
33		1	国東市スポーツ協会国見支部			一般会計化が可能な経費を継続協 議
34		1	ナイターソフトボール大会国見地区予選会 残 金		R5年度通帳解約 準公金管理廃止予定	スポーツ協会に残金を返却
35	教育委員会	1	武蔵町文化協会			準公金管理方法改善に向けて継続 協議
36	武蔵分室	1	国東市スポーツ協会武蔵支部			一般会計化が可能な経費を継続協 議

	所属課	分類	準公金名称	検討結果		
				R6年度対応	受託返上 廃止	その他
37	教育委員会 安岐分室	1	国東市スポーツ協会安岐支部			一般会計化が可能な経費を継続協議
38		1	安岐町体育指導委員会		受託返上	
39		1	安岐町ソフトボール協会			受託返上に向けて継続協議
40	安岐幼稚園	4	P T A会費・教材費・おやつ・月刊誌・給食費・写真代			現状を継続
41	安岐中央幼稚園	4	P T A会費・教材費・おやつ・月刊誌・給食費・写真代			現状を継続
42	国東市民病院	3	若葉の会		R5年度病院事業会計に編入済（公金化済）	
43		3	病院互助会			現状を継続

表 6 【準公金管理内部統制の実地検査での指摘事項の内容一覧】

	所属課	責任者	準公金名称	指摘事項の内容		
				収入・支出伝票の未起票	実態なし ・決算監査なし	出納簿の不備等 その他
1	活力創生課 産業創出係	副市長	市雇用促進協議会		1	
2	教育委員会 安岐分室	教育長	安岐町ソフトボール協会			1
3	安岐幼稚園	教育長	P T A会費・教材費・おやつ・月刊誌・給食費・写真代	1		
4	安岐中央幼稚園	教育長	P T A会費・教材費・おやつ・月刊誌・給食費・写真代	1		